

令和三年四月十六日受領  
答弁第八九号

内閣衆質二〇四第八九号

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出保健所の体制強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出保健所の体制強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「恒常的」の終期」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「概要」において「感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化・・・する」としているのは、保健所において、新型コロナウイルス感染症のみならず、今後発生し得る感染症全般に対応するための体制を構築することを想定したものである。

二について

お尋ねの令和五年度以降の「保健所の人員体制」については、新型コロナウイルス感染症その他の感染症の感染状況等を踏まえ、検討していくこととなる。

三について

お尋ねについては、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）における健康危機管理に関する対応力の強化、関係機関との連絡調整の充実及び保健所を支援する外部の人材等に対する研修、訓練等を実施する体制の平時からの強化のため、保健所において感染症対策に係る業務

に従事する保健師の数を令和二年度の一・五倍に増員することとしたものである。

また、お尋ねの「保健所の業務も増員に合わせて一・五倍に増やす方針」及び「令和四年度の増員後における保健所業務の在り方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各保健所における個別の業務の内容については、都道府県等において実情に応じて判断されるものと考えている。

#### 四について

政府としては、保健所の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置を講ずることとしていくところであり、お尋ねについては、保健師の採用を行う都道府県等において判断されるものと考えている。

#### 五について

「これらの施策も促進すべきではないか」とのお尋ねについては、厚生労働省において、関係団体等の専門人材及び各都道府県の専門職員の応援派遣の仕組みを設け、各都道府県からの要請に応じて、派遣に係る調整等の支援を行っているところである。また、厚生労働省から各都道府県に対して、協力が可能な関係団体等の専門人材に関する名簿を送付しており、各都道府県において当該名簿に記載されている者を

任用すること等も可能である。

お尋ねの「保健師の派遣人数」については、感染症対策専門家派遣等事業が感染症対策に係る専門家を派遣する事業であり、保健師を派遣することを当該事業の要件としていないことから、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「使われた予算金額」については、当該事業においては、保健師の派遣に係る経費を予算上独立して計上していないことから、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「保健師に対する同様の配慮」については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（感染症対策専門家派遣等事業）の取り扱いについて」（令和二年十二月十七日付け厚生労働省健康局健康課及び健康局結核感染症課事務連絡）において、各都道府県等に対し、「重点医療機関に医師や看護師等を派遣する場合の補助上限額が引き上げられた趣旨を踏まえ、・・・保健師等の専門職を派遣する際には、適切に御対応いただ」くようお願いしている。